



# 青 森 県 報

号外第七号

平成十五年一月三十一日(金曜日)

## 目 次

### 告 示

公有水面埋立ての免許の出願の要領	……………	(河川砂防課)	…	一
右 同	……………	( 同 )	…	五
公有水面埋立ての承認の申請の要領	……………	( 同 )	…	七
右 同	……………	( 同 )	…	一〇

## 告 示

### 青森県告示第六十号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十五年一月二十一日公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、三厩村役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年一月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目の一  
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一  
青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡三厩村大字宇鉄字板柳四六三の二から四四の一を経て三八の一に至る間の地先公有水面及び同字三五の一から四八三を経て四六二に至る間の地先公有水面

2 区域

の区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び〇〇一の地点と一〇一の地点を結ぶ平成十四年の秋分の日の満潮位(T・P・プラス〇・四六七メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点一 二等多角点一五八〇三(北緯四一度一五分一一秒八七六三、東経一四〇度二二分二九秒八五一八) から一二一度三〇分二八秒一七五・二六メートルの地点

- 〇〇一の地点 基点一から一九六度二九分二五秒九五・〇九メートルの地点
- 〇〇二の地点 〇〇一の地点から一九度四一分二〇秒七・九八メートルの地点
- 〇〇三の地点 〇〇二の地点から一三五度五〇分二八秒九・六三メートルの地点
- 〇〇四の地点 〇〇三の地点から一二三度三三分四一秒八・三三メートルの地点
- 〇〇五の地点 〇〇四の地点から一一五度〇九分四〇秒三・六七メートルの地点
- 〇〇六の地点 〇〇五の地点から一〇五度三三分三〇秒九・九三メートルの地点

- 〇〇七の地点 〇〇六の地点から一〇一度〇三分一三秒八・六〇メートルの地点
- 〇〇八の地点 〇〇七の地点から一〇一度二六分五五秒三〇・六六メートルの地  
点
- 〇〇九の地点 〇〇八の地点から一〇六度五六分〇三秒二二・一五メートルの地  
点
- 〇一〇の地点 〇〇九の地点から一〇六度五五分四〇秒九・二九メートルの地点
- 〇一一の地点 〇一〇の地点から一一四度二五分〇三秒一四・二一メートルの地  
点
- 〇一二の地点 〇一一の地点から一一五度一五分二秒一八・三三メートルの地  
点
- 〇一三の地点 〇一二の地点から一二〇度三〇分五四秒一一・〇四メートルの地  
点
- 〇一四の地点 〇一三の地点から一二二度五七分二三秒一三・八八メートルの地  
点
- 〇一五の地点 〇一四の地点から一二二度五四分二七秒一六・二七メートルの地  
点
- 〇一六の地点 〇一五の地点から一二三度三一分四一秒二〇・〇一メートルの地  
点
- 〇一七の地点 〇一六の地点から一二三度五六分四四秒二一・九五メートルの地  
点
- 〇一八の地点 〇一七の地点から一二五度一七分一〇秒一八・四一メートルの地  
点
- 〇一九の地点 〇一八の地点から三〇五度一七分一八秒一・九五メートルの地点
- 二二四の地点 〇一九の地点から一二四度二五分三八秒一七・三三メートルの地  
点
- 二二五の地点 二二四の地点から二八八度三三分〇九秒四・八四メートルの地点
- 二二五の地点 二二五の地点から三四度四七分二二秒二六・二四メートルの地点
- 二二四の地点 二二五の地点から三〇三度三三分〇〇秒一五・四〇メートルの地  
点
- 二二三の地点 二二四の地点から三〇三度三三分〇四秒二〇・〇一メートルの地  
点
- 二二二の地点 二二三の地点から三〇二度五三分五九秒一六・二七メートルの地

- 二二一の地点 二二二の地点から三〇二度五八分〇九秒三・七七メートルの地点
  - 二二〇の地点 二二一の地点から三〇三度二八分三六秒九・六八メートルの地点
  - 一一九の地点 二二〇の地点から二九九度五九分五一秒一一・〇〇メートルの地  
点
  - 一一八の地点 一一九の地点から二九七度二二分一八秒四・七二メートルの地点
  - 一一七の地点 一一八の地点から二九五度一八分四二秒六・一五メートルの地点
  - 一一六の地点 一一七の地点から二九三度〇五分四九秒六・五八メートルの地点
  - 一一五の地点 一一六の地点から二九四度五一分一秒四・〇六メートルの地点
  - 一一四の地点 一一五の地点から二九二度一分三九秒八・五二メートルの地点
  - 一一三の地点 一一四の地点から二八八度四六分〇五秒九・五二メートルの地点
  - 一一二の地点 一一三の地点から二八六度四三分一〇秒三・五二メートルの地点
  - 一一一の地点 一一二の地点から二八四度五二分三六秒一〇・〇九メートルの地  
点
  - 一一〇の地点 一一一の地点から二八二度〇二分四一秒一〇・八七メートルの地  
点
  - 一〇九の地点 一一〇の地点から二八〇度一六分〇四秒二〇・二六メートルの地  
点
  - 一〇八の地点 一〇九の地点から二七九度五二分三七秒五・三三メートルの地点
  - 一〇七の地点 一〇八の地点から二八三度一三分二九秒六・四二メートルの地点
  - 一〇六の地点 一〇七の地点から二八八度三三分三〇秒三・二二メートルの地点
  - 一〇五の地点 一〇六の地点から二九二度〇〇分一秒三・〇六メートルの地点
  - 一〇四の地点 一〇五の地点から二九六度一六分四八秒四・六七メートルの地点
  - 一〇三の地点 一〇四の地点から三〇〇度二七分一八秒三・五七メートルの地点
  - 一〇二の地点 一〇三の地点から三〇四度四二分二九秒三・六二メートルの地点
  - 一〇一の地点 一〇二の地点から三一一度二八分二三秒三・三八メートルの地点
- の区域
- 次の各地点を順次に直線で結んだ線及び〇四二の地点と一五〇の地点を結ぶ平成十四年の秋分の日の満潮位(T・P・プラス〇・四六七メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
- 基点二 二等多角点一五八〇三(北緯四一度一五分一一秒八七六三、東経一四〇度二二分二九秒八五一八)から一二五度一〇分三一秒六二〇・七八メー

トルの地点

- 四二の地点 基点から七三度三二分〇九秒二〇・八五メートルの地点
- 四一の地点 〇四二の地点から二九三度〇五分〇八秒五・〇〇メートルの地点
- 四〇の地点 〇四一の地点から二八八度五一分〇六秒三・四八メートルの地点
- 三九の地点 〇四〇の地点から二八三度〇三分二三秒九・五七メートルの地点
- 三八の地点 〇三九の地点から二七五度〇九分〇一秒六・九四メートルの地点
- 三七の地点 〇三八の地点から二六三度三一分四九秒一五・六二メートルの地点
- 三六の地点 〇三七の地点から二五六度二三分三〇秒二一・三七メートルの地点
- 三五の地点 〇三六の地点から二四一度五三分五〇秒六・六八メートルの地点
- 三四の地点 〇三五の地点から二六九度二四分〇〇秒一・七七メートルの地点
- 三三の地点 〇三四の地点から二六七度四七分三六秒一一・一九メートルの地点
- 三二の地点 〇三三の地点から二六六度〇〇分三七秒一七・一六メートルの地点
- 三一の地点 〇三二の地点から二五〇度五〇分二六秒六・〇六メートルの地点
- 三〇の地点 〇三一の地点から二七一度〇七分四二秒五・六九メートルの地点
- 二九の地点 〇三〇の地点から二八二度五一分三七秒五・四四メートルの地点
- 二八の地点 〇二九の地点から二三〇度〇九分一三秒一二・六四メートルの地点
- 二七の地点 〇二八の地点から二三五度四九分四六秒一七・五六メートルの地点
- 二六の地点 〇二七の地点から二三〇度三九分〇九秒一九・八四メートルの地点
- 二五の地点 〇二六の地点から二二〇度六分五八分〇二秒二〇・〇一メートルの地点
- 二四の地点 〇二五の地点から二二〇度一分六分四五秒二〇・〇〇メートルの地点
- 二三の地点 〇二四の地点から二二〇度二七分三五秒一二・六五メートルの地点
- 二二の地点 〇二三の地点から二二五度一分六分五七秒一八・三三メートルの地点

点

- 二一の地点 〇二二の地点から一二五度一分一七秒一・九五メートルの地点
- 四〇一の地点 〇二一の地点から一二五度一分三二秒七一・五七メートルの地点
- 四〇二の地点 四〇一の地点から一一五度三三分五六秒四・七二メートルの地点
- 二一六の地点 四〇二の地点から三五度一分六分四三秒四三・一一メートルの地点
- 二一六の地点 二一六の地点から三五度一分六分四八秒三五・五四メートルの地点
- 二一七の地点 二一六の地点から二二六度五八分〇九秒二六・〇六メートルの地点
- 二二八の地点 二一七の地点から二二六度五八分一〇秒二〇・〇一メートルの地点
- 二二九の地点 二二八の地点から二二七度三九分〇七秒一九・八四メートルの地点
- 一三〇の地点 二二九の地点から二二七度一〇分二〇秒九・七〇メートルの地点
- 一三一の地点 一三〇の地点から二二三度五五分一五秒八・九五メートルの地点
- 一三二の地点 一三二の地点から二二〇度二八分四七秒一〇・六〇メートルの地点
- 一三三の地点 一三三の地点から一一三度三五分三一秒五・二四メートルの地点
- 一三四の地点 一三三の地点から一〇四度一〇分〇六秒三・八九メートルの地点
- 一三五の地点 一三四の地点から九八度二二分一八秒三・七九メートルの地点
- 一三六の地点 一三五の地点から九二度二分四五秒三・八三メートルの地点
- 一三七の地点 一三六の地点から八七度二七分四〇秒五・二六メートルの地点
- 一三八の地点 一三七の地点から九二度一分四三秒二〇・〇五メートルの地点
- 一三九の地点 一三八の地点から六七度三九分五三秒一一・三四メートルの地点
- 一四〇の地点 一三九の地点から六八度四分三八秒一三・六五メートルの地点
- 一四一の地点 一四〇の地点から七一度三九分四六秒七・〇四メートルの地点
- 一四二の地点 一四一の地点から七五度一七分三七秒六・二〇メートルの地点
- 一四三の地点 一四二の地点から七九度二五分二一秒五・六〇メートルの地点
- 一四四の地点 一四三の地点から八三度五一分三〇秒五・一六メートルの地点
- 一四五の地点 一四四の地点から八八度二〇分三七秒四・三九メートルの地点
- 一四六の地点 一四五の地点から九二度四八分〇八秒四・三四メートルの地点
- 一四七の地点 一四六の地点から九九度一分四五秒七・九八メートルの地点

- 一四八の地点 一四七の地点から一〇五度一三分三八秒三・六二メートルの地点
- 一四九の地点 一四八の地点から一〇八度五〇分〇一秒三・三六メートルの地点
- 一五〇の地点 一四九の地点から一一三度〇九分二秒四・九六メートルの地点

- 3 面積
  - の区域 二、四一八・四〇平方メートル
  - の区域 一、九八七・八四平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡三厩村大字宇鉄字板柳四六三の二から三五の一を経て四六二に至る間の地先公有水面

2 区域

次に示すサ〇一の地点からサ一八の地点までを順次に直線で結んだ線、三〇七の地点からサ一九の地点までを順次に直線で結んだ線、サ〇一の地点と三〇七の地点を結ぶ平成十四年の秋分の日の満潮位(T・P・プラス〇・四六七メートル)における公有水面と陸地との境界線及びサ一九の地点とサ一八の地点を結ぶ平成十四年の秋分の日の満潮位(T・P・プラス〇・四六七メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点一 二等多角点一五八〇三(北緯四一度一五分一一秒八七六三、東経一四〇度二一分二九秒八五一八)から一二二度三〇分二八秒一七五・二六メートルの地点

トルの地点

サ〇一の地点 基点一から二〇〇度〇五分〇四秒八二・八六メートルの地点

サ〇二の地点 サ〇一の地点から一〇三度〇〇分五秒四一〇・〇六メートルの地点

点

サ〇三の地点 サ〇二の地点から一二〇度四四分四二秒二三・七七メートルの地点

点

サ〇四の地点 サ〇三の地点から九九度五〇分三八秒三五・〇九メートルの地点

サ〇五の地点 サ〇四の地点から一〇九度一七分〇一秒七一・九〇メートルの地点

点

サ〇六の地点 サ〇五の地点から一二三度一八分四〇秒四二・三四メートルの地点

点

サ〇七の地点 サ〇六の地点から一一六度四二分二秒二〇・一五メートルの地点

点

サ〇八の地点 サ〇七の地点から一二四度〇五分四八秒六一・五八メートルの地点

点

サ〇九の地点 サ〇八の地点から一三三度五八分〇四秒二〇・二九メートルの地点

点

サ一〇の地点 サ〇九の地点から一二四度五六分一四秒一九・六九メートルの地点

点

サ一一の地点 サ一〇の地点から一二九度一〇分五六秒四五・七七メートルの地点

点

サ一二の地点 サ一一の地点から一〇五度五四分三一秒一八・〇一メートルの地点

点

サ一三の地点 サ一二の地点から一六四度三五分五七秒七・五五メートルの地点

サ一四の地点 サ一三の地点から七九度二〇分四九秒一九・九六メートルの地点

サ一五の地点 サ一四の地点から七六度三〇分四九秒二三・〇二メートルの地点

サ一六の地点 サ一五の地点から八三度三三分一七秒一七・九三メートルの地点

サ一七の地点 サ一六の地点から九九度三一分三三秒一九・一二メートルの地点

サ一八の地点 サ一七の地点から一一三度三八分二七秒四・三三メートルの地点

サ一七の地点 基点一から一七三度三〇分四四秒一八五・〇七メートルの地点

サ一八の地点 基点一から一七三度三〇分四四秒一八五・〇七メートルの地点

三〇八の地点 三〇七の地点から四四度三〇分五三秒一八・六二メートルの地点

二〇九の地点 三〇八の地点から四二度四八分〇八秒二〇・〇二メートルの地点

二一〇の地点 二〇九の地点から一三〇度三〇分三三秒七二・五五メートルの地点

二一一の地点 二一〇の地点から一〇八度〇二分三三秒二九・五二メートルの地点

二一二の地点 二一一の地点から一九六度二八分四九秒五・四一メートルの地点

二二三の地点 二一二の地点から一〇七度一九分四九秒一〇・八九メートルの地点

サ二〇の地点 二二三の地点から一二三度五八分〇八秒八・〇九メートルの地点

サ一九の地点 サ二〇の地点から一二五度一六分四八秒四六・九六メートルの地点

3 面積

二七、一一九・〇六平方メートル

四 埋立地の用途

海岸保全施設用地

青森県告示第六十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十五年一月八日公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、三厩村役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年一月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

東津軽郡三厩村字本町五九

三厩村

2 代表者の住所及び氏名

東津軽郡三厩村字本町五九

三厩村長 柳谷光雄

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡三厩村大字宇鉄字板柳四六三の二及び四六三の一の地先公有水面及び同字三五の一から四八七を経て四八三に至る間の地先公有水面

2 区域

の区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び二〇二の地点と三〇七の地点を結ぶ平成十四年の秋分の日の満潮位（T・P・プラス〇・四六七メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点一 二等多角点一五八〇三（北緯四一度一五分一一秒八七六三、東経一四〇度二一分二九秒八五一八）から一二二度三〇分二八秒一七五・二六メートルの地点

トルの地点

二〇二の地点 基点一から一八五度二九分四二秒一三三・一八メートルの地点

二〇三の地点 二〇二の地点から一一五度〇二分四八秒一〇・六〇メートルの地点

点

二〇四の地点 二〇三の地点から一〇六度三一分〇九秒三・三三メートルの地点

二〇五の地点 二〇四の地点から一〇六度三一分〇三秒五・三一メートルの地点

二〇六の地点 二〇五の地点から一〇七度一三分二八秒一九・八二メートルの地点

点

二〇七の地点 二〇六の地点から一〇九度五六分四三秒六・七四メートルの地点

二〇八の地点 二〇七の地点から一二〇度〇七分四六秒一一・七二メートルの地点

点

二〇九の地点 二〇八の地点から一一五度四四分五三秒七・七二メートルの地点

三〇八の地点 二〇九の地点から一二二度四八分〇八秒二〇・〇二メートルの地点

点

三〇七の地点 三〇八の地点から一二四度三〇分五三秒一八・六二メートルの地点

点

の区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び二二二の地点と四〇二の地点を結ぶ平成十四年の秋分の日の満潮位（T・P・プラス〇・四六七メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点二 二等多角点一五八〇三（北緯四一度一五分一一秒八七六三、東経一四〇度二一分二九秒八五一八）から一二二度三〇分三二秒六二〇・七八メートルの地点

トルの地点

二二二の地点 基点二から二五八度三六分二九秒一一六・九一メートルの地点

二二一の地点 二二二の地点から二九九度一九分五〇秒五・七三メートルの地点

二二〇の地点 二二一の地点から二九八度五八分〇三秒二一・六二メートルの地点

点

二一九の地点 二二〇の地点から三〇三度一二分二秒一九・八三メートルの地点

点

二一八の地点 二一九の地点から三〇三度三六分五三秒二〇・〇一メートルの地点

点

二一七の地点 二一八の地点から二九九度二五分四六秒一三・〇五メートルの地点

点

二一六の地点 二一七の地点から三〇五度一六分四六秒一三・〇七メートルの地点

四〇二の地点 点  
 二二六の地点から二二五度一六分四三秒四三・一一メートルの地

3 面積

の区域 一、三三四・七八平方メートル  
 の区域 二、三七〇・〇六平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡三厩村大字宇鉄字板柳四六三の二から三五の一を経て四六二に至る間の地先公有水面

2 区域

次に示すサ〇一の地点からサ一八の地点までを順次に直線で結んだ線、三〇七の地点からサ一九の地点までを順次に直線で結んだ線、サ〇一の地点と三〇七の地点を結ぶ平成十四年の秋分の日の満潮位(T・P・プラス〇・四六七メートル)における公有水面と陸地との境界線及びサ一九の地点とサ一八の地点を結ぶ平成十四年の秋分の日の満潮位(T・P・プラス〇・四六七メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点一 二等多角点一五八〇三(北緯四一度一五分一秒八七六三、東経一四〇度二二分二九秒八五一八)から二二二度三〇分二八秒一七五・二六メートルの地点

トルの地点

サ〇一の地点 基点一から二〇〇度〇五分〇四秒八二・八六メートルの地点

サ〇二の地点 点 サ〇一の地点から二〇三度〇〇分五四秒一〇・〇六メートルの地

サ〇三の地点 点 サ〇二の地点から二二〇度四四分四二秒二三・七七メートルの地

サ〇四の地点 点 サ〇三の地点から九九度五〇分三八秒三五・〇九メートルの地点

サ〇五の地点 点 サ〇四の地点から一〇九度一七分〇一秒七一・九〇メートルの地

サ〇六の地点 点 サ〇五の地点から一一三度一八分四〇秒四二・三四メートルの地

サ〇七の地点 点 サ〇六の地点から一一六度四二分二秒二〇・一五メートルの地

サ〇八の地点 点 サ〇七の地点から一二四度〇五分四八秒六一・五八メートルの地

サ〇九の地点 点 サ〇八の地点から一三三度五八分〇四秒二〇・二九メートルの地

サ一〇の地点 点 サ〇九の地点から一二四度五六分一四秒一九・六九メートルの地

サ一一の地点 点 サ一〇の地点から一二九度一〇分五六秒四五・七七メートルの地

サ一二の地点 点 サ一一の地点から一〇五度五四分三一秒一八・〇一メートルの地

サ一三の地点 点 サ一二の地点から一六四度三五分五七秒七・五五メートルの地点

サ一四の地点 点 サ一三の地点から七九度二〇分四九秒一九・九六メートルの地点

サ一五の地点 点 サ一四の地点から七六度三〇分四九秒二三・〇二メートルの地点

サ一六の地点 点 サ一五の地点から八三度三三分一七秒一七・九三メートルの地点

サ一七の地点 点 サ一六の地点から九九度三一分三三秒一九・一二メートルの地点

サ一八の地点 点 サ一七の地点から一一三度三八分二七秒四・三三メートルの地点

サ一七の地点 基点一から一七三度三〇分四四秒一八五・〇七メートルの地点

三〇八の地点 点 三〇七の地点から四四度三〇分五三秒一八・六二メートルの地点

二〇九の地点 点 三〇八の地点から四二度四八分〇八秒二〇・〇二メートルの地点

二二〇の地点 点 二〇九の地点から一三〇度三〇分三四秒七二・五五メートルの地

二二一の地点 点 二二〇の地点から一〇八度〇二分三三秒二九・五二メートルの地

二二二の地点 点 二二一の地点から一九六度二八分四九秒五・四一メートルの地点

二二三の地点 点 二二二の地点から一〇七度一九分四九秒一〇・八九メートルの地

サ二〇の地点 点 二二三の地点から一二三度五八分〇八秒八・〇九メートルの地点

サ一九の地点 点 サ二〇の地点から一二五度一六分四八秒四六・九六メートルの地

二七、一一九・〇六平方メートル

埋立地の用途

3 面積

四 埋立地の用途

コミュニティセンター及び漁港集落排水処理施設用地

青森県告示第六十二号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第四十二条第一項の規定により、平成十五年一月七日公有水面の埋立ての承認の申請があつたので、同条第三項において準用する同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、三厩村役場に備えて置いて縦覧に供する。

平成十五年一月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

一 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

1 申請者の住所及び名称

東京都千代田区霞が関二丁目一之三

国(国土交通省)

2 代表者の氏名

青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡三厩村大字宇鉄字榎榔四六三の二から四四の一を経て三八の一に至る間の地先公有水面及び同字三五の一から四八三を経て四六二に至る間の地先公有水面

2 区域

の区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び一〇一の地点と二〇二の地点を結ぶ平成十四年の秋分の日の満潮位(T・P・プラス〇・四六七メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点一 二等多角点一五八〇三(北緯四一度一五分一一秒八七六三、東経一四〇度二一分二九秒八五一八)から二二二度三〇分二八秒一七五・二六メートルの地点  
トルの地点

一〇一の地点 基点一から一九〇度五二分二〇秒一一二・〇七メートルの地点

一〇二の地点 一〇一の地点から一三一度二八分二三秒三・三八メートルの地点

一〇三の地点 一〇二の地点から二四度四二分二九秒三・六二メートルの地点

一〇四の地点 一〇三の地点から二二〇度二七分一八秒三・五七メートルの地点

一〇五の地点 一〇四の地点から一六度一六分四八秒四・六七メートルの地点

一〇六の地点 一〇五の地点から一一二度〇〇分一秒三・〇六メートルの地点

一〇七の地点 一〇六の地点から一〇八度三三分三〇秒三・二三メートルの地点

一〇八の地点 一〇七の地点から一〇三度一三分二九秒六・四二メートルの地点

一〇九の地点 一〇八の地点から九九度五二分三十七秒五・三二メートルの地点

一一〇の地点 一〇九の地点から一〇〇度一六分〇四秒二〇・二六メートルの地点

一一一の地点 一一〇の地点から一〇二度〇二分四一秒一〇・八七メートルの地点

一一二の地点 一一一の地点から一〇四度五二分三六秒一〇・〇九メートルの地点

一一三の地点 一一二の地点から一〇六度四三分一〇秒三・五二メートルの地点

一一四の地点 一一三の地点から一〇八度四六分〇五秒九・五二メートルの地点

一一五の地点 一一四の地点から一二二度二分三九秒八・五二メートルの地点

一一六の地点 一一五の地点から一四度五一分一秒四・〇六メートルの地点

一一七の地点 一一六の地点から一三度〇五分四九秒六・五八メートルの地点

一一八の地点 一一七の地点から一五度一八分四二秒六・一五メートルの地点

一一九の地点 一一八の地点から一七度一二分一八秒四・七二メートルの地点

一二〇の地点 一一九の地点から一九度五九分五一秒一・〇〇メートルの地点

一二一の地点 一二〇の地点から二三度二八分三六秒九・六八メートルの地点

一二二の地点 一二一の地点から二二度五八分〇九秒三・七七メートルの地点

一二三の地点 一二二の地点から二二二度五三分五九秒一六・二七メートルの地点

一二四の地点 一二三の地点から二二三度三三分〇四秒二〇・〇一メートルの地点

一二五の地点 一二四の地点から二二三度三三分〇〇秒一五・四〇メートルの地点

一二五の地点 一二五の地点から二二四度四七分二二秒二六・二四メートルの地点

点

二二四の地点 二二五の地点から二〇八度三二分〇九秒四・八四メートルの地点

二二三の地点 二二四の地点から一九九度一六分四四秒九・一〇メートルの地点

二二二の地点 二二三の地点から二八七度一九分四九秒一〇・八九メートルの地

点

二二一の地点 二二二の地点から一六度二八分四九秒五・四二メートルの地点

二二〇の地点 二二一の地点から二八八度〇二分三三秒二九・五二メートルの地

点

二〇九の地点 二一〇の地点から三二〇度三〇分三三四秒七二・五五メートルの地

点

二〇八の地点 二〇九の地点から二九五度四四分五三秒七・七二メートルの地点

二〇七の地点 二〇八の地点から三〇〇度〇七分四六秒一一・七二メートルの地

点

二〇六の地点 二〇七の地点から二八九度五六分四三秒六・七四メートルの地点

二〇五の地点 二〇六の地点から二八七度一三分二八秒一九・八二メートルの地

点

二〇四の地点 二〇五の地点から二八六度三一分〇三秒五・三一メートルの地点

二〇三の地点 二〇四の地点から二八六度三一分〇九秒三・三三メートルの地点

二〇二の地点 二〇三の地点から二九五度〇二分四八秒一〇・六〇メートルの地

点

の区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び一三九の地点と二二二の地点を結ぶ平成十四年の秋分の日の満潮位(T・P・プラス〇・四六七メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点二 二等多角点一五八〇三(北緯四一度一五分一一秒八七六三、東経一四〇

度二二分二九秒八五一八)から二二五度一〇分三一秒六二〇・七八メー

トルの地点

一三九の地点 基点二から二六八度四七分四七秒四四・五五メートルの地点

一三八の地点 一三九の地点から二四七度三九分五三秒一一・三四メートルの地

点

一三七の地点 一三八の地点から二七二度一一分四三秒二〇・〇五メートルの地

点

一三六の地点 一三七の地点から二六七度二七分四〇秒五・二六メートルの地点

一三五の地点 一三六の地点から二七二度二分四五秒三・八三メートルの地点

一三四の地点 一三五の地点から二七八度二分一八秒三・七九メートルの地点

一三三三の地点 一三四の地点から二八四度一〇分〇六秒三・八九メートルの地点

一三三二の地点 一三三三の地点から二九三度三三分三一秒五・二四メートルの地点

一三三一の地点 一三三二の地点から三〇〇度二八分四七秒一〇・六〇メートルの地

点

一三三〇の地点 一三三一の地点から三〇三度五五分一五秒八・九五メートルの地点

一二九の地点 一三三〇の地点から三〇七度一〇分二〇秒九・七〇メートルの地点

一二八の地点 一二九の地点から三〇七度三九分〇七秒一九・八四メートルの地

点

一二七の地点 一二八の地点から三〇六度五八分一〇秒二〇・〇一メートルの地

点

一二六の地点 一二七の地点から三〇六度五八分〇九秒二六・〇六メートルの地

点

一二六の地点 一二六の地点から二二五度一六分四八秒三五・五四メートルの地

点

一二七の地点 一二六の地点から二二五度一六分四六秒一三・〇七メートルの地

点

一二八の地点 一二七の地点から一九度二五分四六秒一三・〇五メートルの地

点

一二九の地点 一二八の地点から二二三度三六分五三秒二〇・〇一メートルの地

点

一二二〇の地点 一二九の地点から二二三度二二分二秒一九・八三メートルの地

点

一二二一の地点 一二二〇の地点から一一八度五八分〇三秒二一・六二メートルの地

点

一二二二の地点 一二二一の地点から一一九度一九分五〇秒五・七三メートルの地点

の区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び一五〇の地点と一三九の地点を結ぶ平成十四年の秋分の日の満潮位(T・P・プラス〇・四六七メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点二 二等多角点一五八〇三(北緯四一度一五分一秒八七六三、東経一四〇度二分二十九秒八五一八) から一二五度一〇分三一秒六二〇・七八メートルの地点

- 一五〇の地点 基点二から七七度五一分四七秒一九・七三メートルの地点
- 一四九の地点 一五〇の地点から二九三度〇九分二秒四・九六メートルの地点
- 一四八の地点 一四九の地点から二八八度五〇分〇一秒三・三六メートルの地点
- 一四七の地点 一四八の地点から二八五度一三分三秒三・六二メートルの地点
- 一四六の地点 一四七の地点から二七九度一一分四五秒七・九八メートルの地点
- 一四五の地点 一四六の地点から二七二度四八分〇八秒四・三四メートルの地点
- 一四四の地点 一四五の地点から二六八度二〇分三七秒四・三九メートルの地点
- 一四三の地点 一四四の地点から二六三度五一分三〇秒五・一六メートルの地点
- 一四二の地点 一四三の地点から二五九度二五分二一秒五・六〇メートルの地点
- 一四一の地点 一四二の地点から二五五度一七分三七秒六・二〇メートルの地点
- 一四〇の地点 一四一の地点から二五一度三九分四六秒七・〇四メートルの地点
- 一三九の地点 一四〇の地点から二四八度一四分三八秒一三・六五メートルの地点

3 面積

- の区域 五、〇五二・九六平方メートル
- の区域 三、八四三・九六平方メートル
- の区域 四三七・六一平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡三厩村大字宇鉄字板柳四六三の二から三五の一を経て四六二に至る間の地先公有水面

2 区域

次に示すサ〇一の地点からサ一八の地点までを順次に直線で結んだ線、三〇七の地点からサ一九の地点までを順次に直線で結んだ線、サ〇一の地点と三〇七の地点を結ぶ平成十四年の秋分の日の満潮位(T・P・プラス〇・四六七メートル)における公有水面と陸地との境界線及びサ一九の地点とサ一八の地点を結ぶ平成十四年の秋分の日の満潮位(T・P・プラス〇・四六七メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点一 二等多角点一五八〇三(北緯四一度一五分一秒八七六三、東経一四〇

度二分二十九秒八五一八) から一二一度三〇分二八秒一七五・二六メートルの地点

- サ〇一の地点 基点一から二〇〇度〇五分〇四秒八二・八六メートルの地点
- サ〇二の地点 サ〇一の地点から一〇三度〇〇分五四秒一〇・〇六メートルの地点
- サ〇三の地点 サ〇二の地点から一二〇度四四分四二秒三三・七七メートルの地点
- サ〇四の地点 サ〇三の地点から九九度五〇分三八秒三五・〇九メートルの地点
- サ〇五の地点 サ〇四の地点から一〇九度一七分〇一秒七一・九〇メートルの地点
- サ〇六の地点 サ〇五の地点から一二三度一八分四〇秒四二・三四メートルの地点
- サ〇七の地点 サ〇六の地点から一一六度四二分二秒二〇・一五メートルの地点
- サ〇八の地点 サ〇七の地点から一二四度〇五分四八秒六一・五八メートルの地点
- サ〇九の地点 サ〇八の地点から一三三度五八分〇四秒二〇・二九メートルの地点
- サ一〇の地点 サ〇九の地点から一二四度五六分一四秒一九・六九メートルの地点
- サ一一の地点 サ一〇の地点から一二九度一〇分五五秒四五・七七メートルの地点
- サ一二の地点 サ一一の地点から一〇五度五四分三一秒一八・〇一メートルの地点
- サ一三の地点 サ一二の地点から一六四度三五分五七秒七・五五メートルの地点
- サ一四の地点 サ一三の地点から七九度二〇分四九秒一九・九六メートルの地点
- サ一五の地点 サ一四の地点から七六度三〇分四九秒二三・〇二メートルの地点
- サ一六の地点 サ一五の地点から八三度三三分一七秒一七・九三メートルの地点
- サ一七の地点 サ一六の地点から八九度三一分三三秒一九・一一メートルの地点
- サ一八の地点 サ一七の地点から一一三度三八分二七秒四・三二メートルの地点
- サ一七の地点 基点一から一七三度三〇分四四秒一八五・〇七メートルの地点
- 三〇八の地点 三〇七の地点から四四度三〇分五三秒一八・六二メートルの地点

二〇九の地点 三〇八の地点から四二度四分〇八秒二〇・〇二メートルの地点  
 二一〇の地点 二〇九の地点から三〇度三〇分三秒四七二・五五メートルの地  
 点

二一一の地点 二一〇の地点から一〇八度〇二分三秒二九・五二メートルの地  
 点

二一二の地点 二一一の地点から一九六度二八分四九秒五・四一メートルの地点

二二三の地点 二二二の地点から一〇七度一九分四九秒一〇・八九メートルの地  
 点

サ二〇の地点 二二三の地点から二二三度五八分〇八秒八・〇九メートルの地点

サ一九の地点 サ二〇の地点から二二五度一六分四八秒四六・九六メートルの地  
 点

3 面積

二七、一一九・〇六平方メートル

四 埋立地の用途  
 道路用地

青森県告示第六十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二条第一項の規定により、平成十五年一月十五日公有水面の埋立ての承認の申請があったので、同条第三項において準用する同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、今別町役場に備えて置いて縦覧に供する。

平成十五年一月三十一日

青森県知事 木村守男

一 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

1 申請者の住所及び名称

東京都千代田区霞が関二丁目一之三

国（国土交通省）

2 代表者の氏名

青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡今別町大字奥平部字砥石五三の二五及び五六の二と隣接する国道二八〇号道路敷地の地先公有水面

2 区域

の区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び〇〇一の地点と〇〇七の地点を結ぶ平成十三年の春分の日の満潮位（T・P・プラス〇・三一メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点一 四等三角点網不知（北緯四一度一三分〇一秒七六、東経一四〇度三三分

〇三秒六三）から一四度五九分〇五秒四八三・九二メートルの地点

〇〇一の地点 基点一から一〇五度二九分五〇秒四三・六三メートルの地点

〇〇二の地点 〇〇一の地点から三〇六度四六分一四秒二九・五二メートルの地  
 点

〇〇三の地点 〇〇二の地点から三〇八度二五分一〇秒一九・六五メートルの地  
 点

〇〇四の地点 〇〇三の地点から三三〇度〇九分五九秒一九・六六メートルの地  
 点

〇〇五の地点 〇〇四の地点から三二二度三八分二三秒一九・七五メートルの地  
 点

〇〇六の地点 〇〇五の地点から三二三度五三分二三秒一九・八五メートルの地  
 点

〇〇七の地点 〇〇六の地点から三二四度〇七分一八秒一八・五四メートルの地  
 点

の区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び〇〇一の地点と〇〇八の地点を結ぶ平成十三年の春分の日の満潮位（T・P・プラス〇・三一メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点二 四等三角点網不知（北緯四一度一三分〇一秒七六、東経一四〇度三三分

〇三秒六三）から一〇六度一四分一四秒三三八・〇三メートルの地点

〇一〇の地点 基点二から八七度〇九分四七秒一五・〇七メートルの地点

〇〇九の地点 〇一〇の地点から一三四度一分五五秒一八・四〇メートルの地  
 点

〇〇八の地点 点  
 〇〇九の地点から三〇度二六分一秒二〇・〇五メートルの地  
 点

3 面積

の区域 七七九・三五平方メートル  
 の区域 一〇四・四六平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡今別町大字奥平部字砥石五二、五三の二五及び五六の二と隣接する国  
 道二八〇号道路敷地の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び〇〇一の地点とセ一一の地点を結ぶ平  
 成十三年の春分の日の満潮位(T・P・プラス〇・三メートル)における公有  
 水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点一 四等三角点網不知(北緯四一度一分三〇一秒七六、東経一四〇度三五分

〇三秒六三)から一四度五九分〇五秒四八三・九二メートルの地点

〇〇一の地点 基点一から一〇五度二九分五〇秒四三・六三メートルの地点

セ一一の地点 〇〇一の地点から一〇四度一九分二秒一〇・八六メートルの地  
 点

セ〇九の地点 セ一一の地点から一〇六度一〇分四四秒一六・五五メートルの地  
 点

セ〇八の地点 セ〇九の地点から三〇六度四一分四六秒一五・五五メートルの地  
 点

セ〇七の地点 セ〇八の地点から三〇七度一九分一六秒四九・四六メートルの地  
 点

セ〇六の地点 セ〇七の地点から三〇九度三一分三三秒二八・四三メートルの地  
 点

セ〇五の地点 セ〇六の地点から三一二度〇二分四六秒五七・七二メートルの地  
 点

セ〇四の地点 セ〇五の地点から三一四度二分三秒五八・六六メートルの地  
 点

セ〇三の地点 セ〇四の地点から三一四度二分二四秒二〇・五九メートルの地  
 点

点

セ〇二の地点 セ〇三の地点から三一二度二〇分三三秒二一・一六メートルの地点

セ〇一の地点 セ〇二の地点から三〇七度〇〇分〇九秒一五・六三メートルの地  
 点

セ一一の地点 セ〇一の地点から三二四度二〇分四一秒六・八〇メートルの地点

セ一一の地点 セ〇一の地点から三二四度二〇分四一秒六・八〇メートルの地点

3 面積

三、一四六・七二平方メートル

四 埋立地の用途

道路用地

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青森県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭